

お知らせ

2021年3月29日
東北電力株式会社

女川原子力発電所1号機における 「廃止措置計画変更認可申請」の補正に係る事前了解の受領について

当社は、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請^{※1}について、他社の廃止措置計画に関する審査会合における、原子力規制委員会からの指摘事項を踏まえ、廃止措置対象施設として「使用済燃料輸送容器」を追加するため、同変更認可申請に関する補正書を原子力規制委員会へ提出することとし、補正書の提出にあたり、2021年1月28日、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書（安全協定）」第12条^{※2}に基づき、宮城県ならびに女川町、石巻市へ事前協議の申し入れを行いました。

（2021年1月28日お知らせ済み）

女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請の補正について、本日、宮城県ならびに女川町、石巻市より、安全協定に基づく事前了解をいただきました。

なお、同変更認可申請の補正については、2021年1月29日に、補正書を原子力規制委員会へ提出し、同年2月26日に認可されております。

当社といたしましては、引き続き、廃止措置計画に基づき、安全確保を最優先に、廃止措置に取り組むとともに、廃止措置の実施状況について、当社ホームページ等により、地域の皆さまをはじめ、より多くの皆さまに分かりやすい情報提供に努めてまいります。

以上

※1 女川原子力発電所1号機の廃止措置計画変更認可申請

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の改正（2020年4月1日施行）に伴い、2020年9月4日、女川原子力発電所1号機の廃止措置計画について、原子力規制委員会に変更認可申請を行った。

※2 安全協定第12条

乙は、原子炉施設及びこれと関連する施設等を新增設しようとするとき又は変更しようとするときは、事前に甲に協議し、了解を得るものとする。

（甲：宮城県及び女川町・石巻市、乙：東北電力株式会社）